③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in “Service” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender: 3:10 PM, 15 May, 2012

⑻ Contact point for the notice: Shiho Motomune, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月15日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

（改）板橋熊野町ＪＣＴ間改良工事

⑶　工事場所　東京都板橋区大山東町から同区熊野町まで

⑷　工事内容　本工事は、高速中央環状線（高速５号池袋線）における熊野町ＪＣＴから板橋ＪＣＴまでの間の車線拡幅に伴う上部拡幅工、橋脚工、付属物工等の実施設計、製作及び架設並びに場所打ち杭工（増し杭）、フーチング工等の実施設計及び施工である。

下記の実施設計、製作及び施工を行う。

１）上部拡幅工（鋼重　約1,450ｔ）

①　ＲＣ床版拡幅工　延長約1,460m

②　鋼床版拡幅工　延長約570m

③　支承取替工　316個

④　ＲＣ高欄地覆工　延長約2,030m

⑤　既設主桁補強工　延長約1,040m

⑥　既設主桁連結工　12箇所

⑦　既設ジョイント部床版連結工　16箇所

２）橋脚工（鋼重　約4,530ｔ）

①　鋼製橋脚　14基

②　既設鋼製橋脚補強工　２基

３）基礎工（16基）

①　場所打ち杭工（増し杭）

杭径1,500、2,000㎜

杭長26.0～33.0m

本数　130本

②　合成構造フーチング拡幅工（11基）

鋼製拡幅部材　約1,600ｔ

コンクリート　約6,100㎥

鉄筋　約210ｔ

③　ＲＣフーチング工（３基）

コンクリート　約2,900㎥

鉄筋　約180ｔ

④　ＲＣフーチング拡幅工（２基）

コンクリート　約1,100㎥

鉄筋　約90ｔ

４）付属物工（鋼重　約250ｔ）

①　裏面吸音板設置工　約2,640㎡

②　遮音壁撤去・設置工　約2,030m

③　高速上門型標識柱撤去・設置　２基

④　高速上Ｌ型標識柱移設　１基

⑤　避難階段撤去・設置　１基

⑥　伸縮装置新設　一式

⑦　排水施設新設　一式

５）雑工

①　既設高欄撤去工　延長約2,030m

②　既設ＳＲＣ橋脚撤去工　９基

③　既設鋼製橋脚撤去工　５基

６）附帯工

①　既設横断歩道橋撤去・復旧　１基

②　街路復旧工　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。

②　本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種ＪＶ」という。)による参加を認める工事である。

③　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。

④　技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法・材質等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記の①及び②全ての要件を満たす単体又は①を満たす１者、２者若しくは３者及び②を満たす１者若しくは２者で構成される異工種ＪＶであること。

①　鋼構造物工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。

ⅱ）平成13年度以降に、以下のア、イに掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で全ての施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

ア　市街地（ＤＩＤ相当）における道路橋（Ｂ種の橋）の２層構造以上の鋼製橋脚の工場製作及び架設（ここでＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。以下同じ。）

イ　市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

②　鋼構造物工事を除く土木工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。